

改正案

現行

<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p>	<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p>
<p>（外国貿易船の入港手続）</p> <p>第十二条 第十五条第一項及び第四項（入港手続）に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶の重大な損傷による急迫した危険のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。</p>	<p>（外国貿易船の入港届等の記載事項）</p> <p>第十二条</p>
<p>2  第十五条第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその外国貿易船が入港しようとする開港との距離その他の事情を勘案して、これらの時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。</p>	<p>第十五条第一項（入港手続）に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。</p>
<p>1  積荷に関する事項 その開港に入港する二十四時間前</p> <p>2  旅客又は乗組員に関する事項 その開港に入港する二時間前</p> <p>3  第十五条第一項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。</p>	<p>1  入港届 船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時</p> <p>2  積荷目録 船舶の名称及び国籍並びに積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号</p>
<p>1  積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号</p>	<p>1  積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号</p>

二 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

三 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

4 法第十五条第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 入港届 船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時

二 船用品目録 船舶の名称及び国籍並びに船用品の品名及び数量

5 外国貿易船が開港に入港した際、船長が前項第一号に規定する事項その他税関において必要と認める事項についての法第百五条第一項第一号（税関職員の権限）の規定による質問に対する陳述書を税関職員に提出したときは、前項第一号に掲げる書類の提出を要しない。

（外国貿易機の入港手続）

第十三条 法第十五条第七項（入港手続）に規定する政令で定める場合は、異常な気象又は航空機の重大な損傷による急迫した危険のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条第七項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその他の外国貿易機が入港しようとする税関空港との距離その他の事情を勘案して、これらの時までで当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

一 積荷に関する事項 その税関空港に入港する三時間前

二 旅客又は乗組員に関する事項 その税関空港に入港する九十分前

三 船用品目録 船舶の名称及び国籍並びに船用品の品名及び数量

四 旅客氏名表 船舶の名称及び国籍並びに乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券番号、出発地及び最終目的地

五 乗組員氏名表 船舶の名称及び国籍並びに乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

2 同上

（外国貿易機の入港届等の記載事項）

第十三条

3| 法第十五条第七項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

- 一| 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及び航空貨物輸送証の番号
- 二| 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 三| 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

4| 法第十五条第九項に規定する政令で定める事項は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(入港届の提出を要しない外国往来船等)  
第十三条の二 法第十五条の二第一項(特殊船舶等の入港手続)に規定する政令で定める船舶及び航空機は、外国の軍艦及び軍用機並びに海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船とする。

法第十五条第二項(外国貿易機の入港の手続)に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

- 一| 入港届 航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時
- 二| 積荷目録 航空機の登録記号及び国籍並びに積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及び航空貨物輸送証の番号
- 三| 旅客氏名表 航空機の登録記号及び国籍並びに搭乗している旅客の氏名、出発地及び最終目的地
- 四| 乗組員氏名表 航空機の登録記号及び国籍並びに搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券番号

(入港届の提出を要しない外国往来船等)  
第十三条の二 法第十五条第五項(特殊船舶等の入港届)に規定する政令で定める船舶及び航空機は、外国の軍艦及び軍用機並びに海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船とする。

(特殊船舶等の入港届等の記載事項)  
第十三条の三 法第十五条第五項前段(特殊船舶等の入港届等)に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)(は、第十二条第一項第一号に定める事項とし、法第十五条第五項後段に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)(は、第十二条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(特殊船舶等の入港手続)

第十四条 法第十五条の二第一項(特殊船舶等の入港手続)に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による急迫した危険のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条の二第一項の規定による報告(船舶に係るものに限る。)(は、入港の二時間前までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその船舶が入港しようとする開港との距離その他の事情を勘案して、その時まで当該報告を行つことが困難なものととして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

3 法第十五条の二第一項の規定による報告(航空機に係るものに限る。)(は、入港の九十分前までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその航空機が入港しようとする税関空港との距離その他の事情を勘案して、その時まで当該報告を行つことが困難なものととして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

4 法第十五条の二第一項に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)(は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

- 一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、  
出発地及び最終目的地

2 法第十五条第五項前段に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る。)(は、第十三条第一号に定める事項とし、同項後段に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る。)(は、同条第三号又は第四号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 前二項の場合においては、第十二条第一項ただし書の規定を準用する。

(積荷目録提出前の貨物の積卸の承認の申請)

第十四条 法第十六条第一項(積荷目録提出前の貨物の積卸)に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、積荷目録の提出前に貨物の積卸をすることが必要である事由並びに主要な積卸貨物の品名及び数量を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

5 法第十五条の二第二項に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

6 法第十五条の二第三項に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

7 法第十五条の二第三項に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

（外国貿易船等の出港届の記載事項等）

第十六条 法第十七条第一項前段（出港手続）に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号

二 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号

（外国貿易船等の出港届の記載事項等）

第十六条 法第十七条第一項前段（出港手続）に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、第十二条第一項第一号、第四号又は第五号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

、出発地及び最終目的地

三 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

2 法第十七条第一項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及び航空貨物輸送証の番号

二 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

三 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

3| 外国貿易船の船長が法第十七条第一項の規定により出港届を提出する場合において、当該外国貿易船の当該出港届に係る開港への入港につきとん税法（昭和三十三年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）の規定により納付すべきとん税及び特別とん税の額があるときは、その額が納付済であることを証する書類又はとん税法第九条第一項（担保）及び特別とん税法第七条第一項（担保）に規定する担保の提供があつたことを証する書類を税関職員に呈示しなければならない。

（外国貿易船等の入出港の簡易手続）

第十六条の二 法第十八条第一項本文（入出港の簡易手続）に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

2 法第十七条第一項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、第十三条第一号から第四号までの各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3| 前二項の場合においては、第十二条第一項ただし書の規定を準用する。

4| 外国貿易船の船長が法第十七条第一項の規定により出港届を提出する場合において、当該外国貿易船の当該出港届に係る開港への入港につきとん税法（昭和三十三年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）の規定により納付すべきとん税及び特別とん税の額があるときは、その額が納付済であることを証する書類又はとん税法第九条第一項（とん税の納付前に出港する場合の承認及び担保）及び特別とん税法第七条第一項（担保）に規定する担保の提供があつたことを証する書類を税関職員に呈示しなければならない。

（外国貿易船等の入出港の簡易手続）

第十六条の二 法第十八条第一項（入出港の簡易手続）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国貿易船で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に下船させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を下船させた後直ちに出港する場合

二 救じゆつのために寄贈される給与品のみの積卸しをした後直ちに出港する場合

2 | 法第十八条第二項に規定する政令で定める事項は、船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。

3 | 法第十八条第二項の規定による書面の提出は、積荷に関する事項については同条第一項に規定する乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しを行う二十四時間前までに、旅客及び乗組員に関する事項については同項に規定する短期出港等の場合（以下この項において単に「短期出港等の場合」という。）に該当しないこととなる二時間前（第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第一項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合にあつては、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時）までに行わなければならない。ただし、取崩り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

4 | 法第十八条第三項本文（入出港の簡易手続）に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国貿易船で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに出港する場合

二 救じゆつのために寄贈される給与品のみの積卸しをした後直ちに出港する場合

5 | 法第十八条第四項の規定による届出は、書面で行わなければならない。

6 | 法第十八条第四項の規定による書面の提出は、積荷に関する事項については同条第三項に規定する乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しを行

一 外国貿易船で発生した傷病者を緊急に下船させる必要がある場合で、当該傷病者を下船させた後直ちに出港する場合

二 同上

2 | 法第十八条第一項ただし書の規定により提出すべき入港届には、第十二条第一項第一号に定める事項を記載しなければならない。

3 | 第一項の規定は、法第十八条第一項に規定する政令で定める場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「外国貿易船」とあるのは、「外国貿易機」と、「下船」とあるのは、「降機」と読み替えるものとする。

4 | 法第十八条第二項ただし書の規定による届出は、書面で行わなければならない。

う三時間前までに、旅客及び乗組員に関する事項については同項に規定する短期出港等（以下この項において単に「短期出港等の場合」という。）の場合に該当しないこととなる九十分前（第四項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第三項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合にあつては、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時）までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

（特殊船舶等の入出港の簡易手続）

第十六条の三 法第十八条の二第一項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十八条の二第一項に規定する特殊船舶で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に下船させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を下船させた後直ちに~~出港する場合~~

二 災害への対処又は災害の発生防止に必要な緊急の活動に従事することのみを目的として入港し、当該活動をした後直ちに~~出港する場合~~

2| 法第十八条の二第二項に規定する事項は、船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。

3| 法第十八条の二第二項の規定による書面の提出は、同条第一項に規定する短期出港等の場合（以下この項において単に「短期出港等の場合」という。）に該当しないこととなる二時間前（第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第一項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合にあつては、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時）までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行



行えば足りる。

4| 法第十八条の二第三項本文に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一| 法第十八条の二第三項に規定する特殊航空機で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに出港する場合

二| 災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動に従事することのみを目的として入港し、当該活動をした後直ちに出港する場合

5| 法第十八条の二第四項の規定による届出は、書面で行わなければならない。

6| 法第十八条の二第四項の規定による書面の提出は、同条第三項に規定する短期出港等の場合（以下この項において単に「短期出港等の場合」という。）に該当しないこととなる九十分前（第四項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第三項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合）にあつては、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時（まてに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。）

（不開港出入の許可の申請等）

第十八条 法第二十条第一項（不開港への出入）に規定する許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その許可を受けて出入しようとする不開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、外国貿易船等の航行の便宜その他の事情により他の税関長に提出することができる。

- 一 当該不開港の名称
- 二 出入しようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、国籍及び純トン数又は自重

三 出入しようとする船舶については、イ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当

（不開港出入の許可の申請等）

第十八条 法第二十条第一項（不開港への出入）に規定する許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を、その許可を受けて出入しようとする不開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。但し、外国貿易船等の航行の便宜その他の事情により他の税関長に提出することができる。

- 一 同上
- 二 同上

該イ又はロに定める事項

イ 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

ロ 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

四 出入しようとする航空機については、イ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

ロ 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

五 当該不開港に在港する期間及び当該不開港に出入することを必要とする事由

六 当該不開港において貨物の積卸をししようとするときは、その貨物に関する

イ又はロに掲げるものの区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 船舶 その貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合に

あつては当該コンテナの番号

ロ 航空機 その貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及び航空貨物輸送証の番号

2 法第二十条第二項の規定による届出は、書面で行わなければならない。

(特殊船舶等の不開港への入港手続)

第十八条の二 法第二十条の二第一項(特殊船舶等の不開港への出入)に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務

三 同上

四 当該不開港において貨物の積卸をししようとするときは、その品名及び数量

2 法第二十条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、書面で行わなければならない。

省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2| 法第二十条の二第一項の規定による報告（船舶に係るものに限る。）は、入港の二時間前までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその船舶が入港しようとする不開港との距離その他の事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものであるものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

3| 法第二十条の二第一項の規定による報告（航空機に係るものに限る。）は、入港の九十分前までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその航空機が入港しようとする不開港との距離その他の事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものであるものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

4| 法第二十条の二第一項に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

- 一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

5| 法第二十条の二第一項に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

6| 法第二十条の二第三項に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）

( )は、船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

7) 法第二十条の二第三項に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る

。 ( )は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

改正案

現行

<p>関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条關係）</p> <p>（関稅を免除することを適當としない物品の指定）</p> <p>第十六条の三 法第十四条第十八号（少額貨物の免稅）に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品（第一号に掲げる物品にあつては、免稅対象物品のうち当該物品を輸入する者の個人的な使用に供されると認められるものを除き、第二号から第十六号までに掲げる物品にあつては、本邦に居住する者に寄贈される物品のうちその者の個人的な使用に供されると認められるものを除く。）とする。</p> <p>一 法の別表第一・六項に掲げる物品</p> <p>二 法の別表第一七・一項に掲げる物品</p> <p>三 法の別表第一七・二・三 号の二の（）、第一七・二・四 号の二、第一七・二・六 号の二又は第一七・二・九 号の一若しくは二若しくは五の（）のAに掲げる物品</p> <p>四 法の別表第二一・六・九 号の二の（）のA又はEの（a）のハの口に掲げる物品</p> <p>五 法の別表第四二・二・一 号又は第四二・二・二 号に掲げる物品</p> <p>六 法の別表第四二・三・二 号又は第四二・三・二 九号に掲げる物品</p> <p>七 法の別表第六一・一 項から第六一・一 項までに掲げる物品</p> <p>八 法の別表第六一・一 二 項に掲げる物品のうちパンティストッキング、タイツ及び衣類</p> <p>九 法の別表第六一・一 二 項から第六一・一 四 項までに掲げる物品</p> <p>十 法の別表第六一・一 五・一 号の一、第六一・一 五・二 二 号、第六一・一 五・二 三 号又は第六一・一 五・二 九号に掲げる物品</p> <p>十一 法の別表第六四・一・一 号の一又は第六四・一・九 二 号の一に掲げる物品</p>	<p>関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第一条關係）</p> <p>（関稅を免除することを適當としない物品の指定）</p> <p>第十六条の三 法第十四条第十八号（少額貨物の免稅）に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品（第一号に掲げる物品にあつては、免稅対象物品のうち当該物品を輸入する者の個人的な使用に供されると認められるものを除き、第二号から第十六号までに掲げる物品にあつては、本邦に居住する者に寄贈される物品のうちその者の個人的な使用に供されると認められるものを除く。）とする。</p> <p>一同上</p> <p>二同上</p> <p>三同上</p> <p>四同上</p> <p>五同上</p> <p>六同上</p> <p>七同上</p> <p>八同上</p> <p>九同上</p> <p>十 法の別表第六一・一 五・一 一 号、第六一・一 五・二 二 号又は第六一・一 五・二 三 号に掲げる物品</p> <p>十一 同上</p>
--	---

十二 法の別表第六四 二・二二号の一に掲げる物品	十二 同上
十三 法の別表第六四・三項に掲げる物品	十三 同上
十四 法の別表第六四 四・一九号の一又は第六四 四・二号の一若しくは二に掲げる物品	十四 同上
十五 法の別表第六四 五・一号の一に掲げる物品	十五 同上
十六 法の別表第六四 五・九号の一の(一)又は(二)のAに掲げる物品	十六 同上
十七 本邦に入国する者がその入国に際して携帯し、又は別送して輸入する物品	十七 同上
十八 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第十条の四第一項(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するもの	十八 同上

改正案	現行
<p>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）</p> <p>（麦等及び米穀等に係る証明方法）</p> <p>第二条 法の別表第一第一一・一号、第一一九号、第一三・号、第一八・九号の二の(一)、第一一一・号、第一二二・九号の二及び二、第一一三・一二号、第一一三・一九号の二及び二、第一一三・二号の二、四及び五、第一一四・一九号の二の(1)及び(2)並びに三、第一一四・二九号の二の(1)及び(2)並びに三、第一一八・一一号、第一一九一・二一 号の二の(一)のB、C及びDの(a)、第一一九一・九号の二の(一)のB、C及びDの(a)、第一一九四・一 号の二の(一)及び(二)、第一一九四・二二号の二の(一)及び(二)、 第一一九四・三 号、第一一九四・九号の二及び三並びに第一一六・九号の二の(一)のB(a)及び(b)の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行つものとする。</p> <p>2 法の別表第一第一一六・一号、第一一六・二号、第一一六・三号、第一一六・四号、第一一二・九号の三、第一一三・一九号の四、第一一三・二二号の三の(一)、第一一四・一九号の二の(一)、第一一四・二九号の二、第一一九一・二二号の二の(一)のA及び(二)、第一一九一・九号の二の(一)のA及び(二)の(2)、第一一九四・一 号の二の(一)、第一一九四・二二号の二の(一)、第一一九四・九号の二の(一)及び(二)並びに第一一六・九号の二の(一)のAの証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行つものとする。</p> <p>3 前二項の証明書の交付の申請手続その他その発給に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。</p>	<p>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）</p> <p>（麦等及び米穀等に係る証明方法）</p> <p>第二条 同上</p> <p>2 法の別表第一第一一六・一号、第一一六・二号、第一一六・三号、第一一六・四号、第一一二・三号、第一一三・一九号の四、第一一三・二二号の三の(一)、第一一四・一九号の二の(一)、第一一四・二九号の二、第一一九一・二二号の二の(一)のA及び(二)、第一一九一・九号の二の(一)のA及び(二)の(2)、第一一九四・一 号の二の(一)、第一一九四・二二号の二の(一)、第一一九四・九号の二の(一)及び(二)並びに第一一六・九号の二の(一)のAの証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行つものとする。</p> <p>3 同上</p>

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第二十条 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める貨物は、関税率表第四一

・ 四項から第四一・七項まで又は第四一・一二項から第四一・一四項までに掲げる物品とする。

2 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める加工又は組立ては、次に掲げる行為とする。

一 原材料貨物(法第八条第一項に規定する本邦から輸出された貨物をいう。以下この条及び次条において同じ。)をなめすこと。

二 原材料貨物に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層すること(製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。)

三 型押し、やすりがけその他の物理的手段により原材料貨物の表面に変更を加えること(製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。)

四 原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用する事。

五 毛皮(人造毛皮を除く。)を原料又は材料として使用すること。

3 法第八条第一項第二号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一 関税率表第三九二六・二 号又は第三九二六・九 号に掲げる物品

二 関税率表第四一・一五項に掲げる物品

三 関税率表第四一・三・四 号に掲げる物品

四 関税率表第四八二三・九 号の二に掲げる物品

五 関税率表第四九 八・九 号に掲げる物品

六 関税率表第五 四項に掲げる物品のうち縫糸

七 関税率表第五 七項に掲げる物品

八 関税率表第五一・一一項から第五一・一三項までに掲げる物品

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第二十条 同上

2 同上

3 法第八条第一項第二号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一 同上

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

六 同上

七 同上

八 同上



九 関税率表第五二・四項又は第五二・八項から第五二・一二項までに掲げる物品	九 同上
十 関税率表第五三・九項から第五三・一一項までに掲げる物品	十 同上
十一 関税率表第五四・一項、第五四・七項又は第五四・八項に掲げる物品	十一 同上
十二 関税率表第五五・八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までに掲げる物品	十二 同上
十三 関税率表第五六類に掲げる物品	十三 同上
十四 関税率表第五七類に掲げる物品	十四 同上
十五 関税率表第五八類に掲げる物品	十五 同上
十六 関税率表第五九類に掲げる物品	十六 同上
十七 関税率表第六類に掲げる物品	十七 同上
十八 関税率表第六一類に掲げる物品	十八 同上
十九 関税率表第六二類に掲げる物品	十九 同上
二十 関税率表第六三類に掲げる物品	二十 同上
二十一 関税率表第七三・二九・二二 号又は第七三・二六・二二 号に掲げる物品	二十一 同上
二十二 関税率表第七四・一九・九九号に掲げる物品(ワイヤクロス(ワイヤエン ドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網(銅の線から製造したものに限 る。)、銅製のエキスパンデッドメタル並びに銅製のばねを除く。)	二十二 関税率表第七四・一九・九九号に掲げる物品
二十三 関税率表第八三・八項に掲げる物品	二十三 同上
二十四 関税率表第九六・六項又は第九六・七項に掲げる物品	二十四 同上
二十五 関税率表第三九・二三・二二 号、第三九・二三・二九号、第四八・一九・四 号、第四八・二一・一 号又は第四八・二三・九 号に掲げる物品であつて包装に 使用するもの	二十五 同上
4 法第八条第一項第二号に規定する政令で定める加工又は組立ては、原材料貨物 にプラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層す る行為(製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。	4 同上

とする。

5 法第八条第一項第三号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

- 一 関税率表第三九・二二項に掲げる物品
- 二 関税率表第四一・七項又は第四一・一二項から第四一・一四項までに掲げる物品

三 関税率表第四一・五・号の二に掲げる物品

四 関税率表第四三・二項又は第四三・四項に掲げる物品

五 関税率表第五・四項に掲げる物品のうち縫糸

六 関税率表第五一・一一項から第五一・一三項までに掲げる物品

七 関税率表第五二・八項から第五二・一二項までに掲げる物品

八 関税率表第五四・一項、第五四・七項又は第五四・八項に掲げる物品

九 関税率表第五五・八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までに掲げる物品

十 関税率表第五六・一項から第五六・三項まで又は第五六・九項に掲げる物品

十一 関税率表第六四・六・一号に掲げる物品

十二 関税率表第六四・六・九一号又は第六四・六・九九号に掲げる物品のうち

本底及びほかと以外のもの

十三 関税率表第八三・八項に掲げる物品

十四 関税率表第九六・六項又は第九六・七項に掲げる物品

6 法第八条第一項第三号に規定する政令で定める加工又は組立ては、次に掲げる行為とする。

一 原材料貨物をなめすこと。

二 原材料貨物に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、

塗布し、被覆し、又は積層すること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容

易にできる程度の加工を除く。）。

5 法第八条第一項第三号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

一同上

二同上

三 関税率表第四一・五項に掲げる物品

四同上

五同上

六同上

七同上

八同上

九同上

十同上

十一同上

十二同上

十三同上

十四同上

6 法第八条第一項第三号に規定する政令で定める加工又は組立ては、次に掲げる行為とする。

一同上

二同上

<p>三 型押し、やすりがけその他の物理的手段により原材料貨物の表面に変更を加えること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）。</p> <p>四 原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用する。</p>	<p>三 同上</p> <p>四 同上</p>
<p>7 法第八条第一項第四号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。</p> <p>一 関税率表第三九・一六項、第三九・二二項、第三九二六・三 号又は第三九二六・九 号に掲げる物品</p> <p>二 関税率表第四一・七項、第四一・一二項、第四一・一三・一 号又は第四一・一三・二 号に掲げる物品</p> <p>三 関税率表第四二・五・ 号の二に掲げる物品</p> <p>四 関税率表第四九 八・九 号又は第四九一・九九号に掲げる物品</p> <p>五 関税率表第五四・ 一項、第五四・ 七項又は第五四・ 八項に掲げる物品</p> <p>六 関税率表第五五・ 八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までに掲げる物品</p>	<p>7 法第八条第一項第四号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 関税率表第四二・五項に掲げる物品</p> <p>四 同上</p> <p>五 同上</p> <p>六 同上</p> <p>七 同上</p> <p>八 同上</p> <p>九 同上</p> <p>十 同上</p> <p>十一 同上</p> <p>十二 同上</p> <p>十三 同上</p> <p>十四 同上</p>
<p>七 関税率表第五六類に掲げる物品</p> <p>八 関税率表第五八・ 六項、第五八・ 七項又は第五八・ 一 項に掲げる物品</p> <p>九 関税率表第五九・ 三項に掲げる物品</p> <p>十 関税率表第六・ 一項又は第六・ 五項に掲げる物品</p> <p>十一 関税率表第六三 七・九 号に掲げる物品</p> <p>十二 関税率表第八三 二・三 号に掲げる物品</p> <p>十三 関税率表第八七 八・九九号に掲げる物品</p> <p>十四 関税率表第九六・ 七項に掲げる物品</p> <p>8 法第八条第一項第四号に規定する政令で定める加工又は組立ては、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 原材料貨物をなめすこと。</p>	<p>七 同上</p> <p>八 同上</p> <p>九 同上</p> <p>十 同上</p> <p>十一 同上</p> <p>十二 同上</p> <p>十三 同上</p> <p>十四 同上</p> <p>8 法第八条第一項第四号に規定する政令で定める加工又は組立ては、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 同上</p>

<p>二 原材料貨物に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層すること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）。</p>	<p>二 同上</p>
<p>三 型押し、やすりがけその他の物理的手段により原材料貨物の表面に変更を加えること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）。</p>	<p>三 同上</p>
<p>四 原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用する。</p>	<p>四 同上</p>
<p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）</p>	<p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）</p>
<p>第二十五条 法第八条の二第一項に規定する政令で定めるものは、別表第一に掲げる国及び地域とする。</p>	<p>第二十五条 同上</p>
<p>2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。</p>	<p>2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。</p>
<p>一 別表第一の第一三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六 四・一六号に掲げる物品、別表第一の第七八号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六 四・一四号に掲げる物品（気密容器入りのかつおのもの及びかつお節以外のものに限る。）並びに別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六 四・一九号に掲げる物品（うなぎのもの及び節類以外のものに限る。）、第一六 五・九 号の二の(三)に掲げる物品のうち軟体動物のもの（あわび又は帆立貝のもの以外のもので、気密容器入りのもの以外のものに限る。）、第二八二四・一 号に掲げる物品、第六九二一・一 号に掲げる物品及び第九 四 四・九 号に掲げる物品であつて、平成十九年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三六・二 号の一、第四六 一・二二 号の二、第四六 一・二二 号の二、第八二二三・一 号及び第八二五・九九 号の一、第四六 一・二二 号の二、第四六 一・二二 号の二、第八二二三・一 号及び第八二五・九九 号</p>

<p>第八二二三・号及び第八二二五・九九号に掲げる物品であつて、平成二十年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>三 別表第一の第一四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品</p> <p>イ 別表第一の二に掲げる物品</p> <p>ロ 法第八条の二第一項第二号に掲げる物品のうち別表第一の三に掲げる物品以外のもの</p> <p>ハ 法第八条の二第一項第三号に掲げる物品のうち別表第一の四に掲げる物品以外のもの</p> <p>四 別表第一の第一三六号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品</p> <p>イ 別表第一の五に掲げる物品</p> <p>ロ 法第八条の二第一項第二号に掲げる物品のうち別表第一の六に掲げる物品以外のもの</p> <p>ハ 法第八条の二第一項第三号に掲げる物品</p> <p>3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二二号、第二三号、第二七号、第三三号から第三六号まで、第三八号、第四八号、第五一号、第五三号から第五七号まで、第六二号、第六八号、第六九号、第七五号、第七六号、第八号から第八二号まで、第八六号、第八七号、第九九号から第一一号まで、第一四号、第一九号、第一一号、第一一三号、第一一八号、第一一九号、第二二二号、第二三三号から第二五号まで、第二三九号、第二四二号から第二四四号まで、第二五一号、第二五二号、第二五五号及び第二五六号に掲げる国とする。</p> <p>(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)</p> <p>第四十条 法第十条の三第二項に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物に該当する外国貨物を原料として製造された貨物とする。</p> <p>一 関税率表第一二・九号の二、第一一三・九一号及び第一一三・九二号に掲げる貨物</p>	<p>に掲げる物品であつて、平成二十年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>三 同上</p> <p>四 同上</p> <p>3 同上</p> <p>(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)</p> <p>第四十条 法第十条の三第二項に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物に該当する外国貨物を原料として製造された貨物とする。</p> <p>一 同上</p>
--	--

二 関税率表第二・一項及び第二・二項に掲げる貨物のうち、関税率表第一六二・五号の二の(□)のBのイに掲げる貨物(関税率表第二一三・一号の物品で調味したものであつて、加熱により調理したものに限る。)の製造に使用されるもの以外のもの

三 関税率表第二三・一一号の二、第二三・一二号の二、第二三・一九号の二、第二三・二二号の二、第二三・二二二号の二、第二三・二二六号の二、第二三・二二九号の二、第二三・二二九号の二の(□)、第二三・二二六号の二、第二三・二二九号の二、第二三・二二二号、第二三・二二九号及び第二三・二二九号の二に掲げる貨物

四 関税率表第三一・九九号の二の(□)、第三二・四号、第三二・五号、第三二・六一号の二、第三二・六四号、第三二・六九号の二、第三三・三・五二号、第三三・三・七二号の二、第三三・三・七四号、第三三・三・七八号の二、第三三・三・七九号の二、第三三・三・八号の二、第三三・四・一九号の二の(□)及び二の(□)、第三三・四・二九号の二、第三三・四・九九号の二、第三三・五・一号、第三三・五・一号、第三三・五・六一号、第三三・五・六二号、第三三・五・六三号、第三三・五・六九号の二、第三三・七・二二号、第三三・七・二九号、第三三・七・四九号の二、第三三・七・九二号の二並びに第三三・七・九九号の二の(□)並びに二の(□)及び(□)に掲げる貨物

五 関税率表第三二・七号の二及び第三三・五・二二号の三に掲げる貨物のうち、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵

六 関税率表第三三・五・三三号の二及び第三三・五・五九号の二に掲げる貨物のうち、にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラ

二 同上

三 同上

四 関税率表第三一・九九号の二の(□)、第三二・四号、第三二・五号、第三二・六一号の二、第三二・六四号、第三二・六九号の二、第三三・三・五二号、第三三・三・六号、第三三・三・七二号の二、第三三・三・七四号、第三三・三・七八号の二、第三三・三・七九号の二、第三三・三・八号の二、第三三・四・一号の二の(□)及び二の(□)、第三三・四・二二号の二、第三三・四・九号の二、第三三・五・一号、第三三・五・一号、第三三・五・六一号、第三三・五・六二号、第三三・五・六三号、第三三・五・六九号の二、第三三・七・二二号、第三三・七・二九号、第三三・七・四九号の二、第三三・七・九二号の二並びに第三三・七・九九号の二の(□)並びに二の(□)及び(□)に掲げる貨物

五 同上

六 同上

ビス属のもの)

七 関税率表第三七・四一號、第三七・四九號の一、第三七・九一號の三及び第三七・九九號の一の(□)に掲げる貨物のうち、もんごういか以外のもの

七 同上

八 関税率表第四一・一號の一、第四一・二號の一、第四一・三號の一、第四二・一號、第四二・二號、第四二・二九號、

八 同上

、第四二・九二號の一の(□)及び二、第四二・九九號の一の(□)及び二、第四三・一號の一、第四三・九號の一、第四四・一號の一、第四四・九號の一、第四四・五項、第四六・一號、第四六・四號並びに第四六・九號に掲げる貨物

九 関税率表第七三・一號の二の(□)、第七三・三三號、第七三・三三號の二の(□)、第七三・三九號の二の(□)、第七三・五號の二の(□)

九 同上

及び第七三・九號の二の(□)に掲げる貨物

十 関税率表第一一・一項、第一一・三項、第一一・六項及び第一一・八

十 同上

・九號の二の(□)に掲げる貨物

十一 関税率表第一五・九號の二に掲げる貨物のうち、関税率法第十三

十一 同上

条第一項の規定の適用を受けないもの

十二 関税率表第二一・一項、第二一・二・九號の一、二及び三、第二一

十二 関税率表第二一・一項、第二一・二・三號、第二一・二・九號の一

三・一一號、第二一・三・一九號の一、二及び四、第二一・三・二一號の一、

及び二、第二一・三・二一號、第二一・三・一九號の一、二及び四、第二一

三の(□)、四及び五、第二一・四・一九號の一、二の(□)及び三、第二一・四・二

三・二一號の一、三の(□)、四及び五、第二一・四・一九號の一、二の(□)及び三

九號の一、二及び三、第二一・七項並びに第二一・八項に掲げる貨物

、第二一・四・二九號の二、二及び三、第二一・七項並びに第二一・八項

十三 関税率表第二二・二項、第二二・二二號の一の(□)及び(□)並びに第二

十三 同上

二・二・九九號の二に掲げる貨物

十四 関税率表第二二・二二號の一の(□)に掲げる貨物のうち、ひじき(ヒジ

十四 同上

キア・フスイフォルミス)及びわかめ(ウンダリア・ピンナティフィダ)以外のもの

十五	関税率表第一六 二・四二号、第一六 二・四二号、第一六 二・四九号の二及び第一六 二・五 号の二の(□)のBの(d)の八に掲げる貨物	十五	同上
十六	関税率表第一七・ 一項、第一七 二・三 号の二の(一)及び(二)のB、第一七 二・四 号の二、第一七 二・六 号の二、第一七 二・九 号の五の(□)のA及びBの(c)、第一七 三・一 号の二並びに第一七 三・九 号の二に掲げる貨物	十六	同上
十七	関税率表第一七 二・九 号の二に掲げる貨物のうち、分みつ糖	十七	同上
十八	関税率表第一七 二・九 号の二に掲げる貨物のうち、分みつ糖のもの	十八	同上
十九	関税率表第一八 六・二 号の二の(一)及び二の(□)並びに第一八 六・九 号の二の(一)のAに掲げる貨物	十九	同上
二十	関税率表第一九 一・一 号の二、第一九 一・二 号の二、第一九 一・九 号の二、第一九 四・一 号の二、第一九 四・二 号の二、第一九 四・三 号並びに第一九 四・九 号の二、二及び三に掲げる貨物	二十	同上
二十一	関税率表第二 二・九 号の二の(一)並びに第二 八・二 号の二の(一)及び二の(一)に掲げる貨物	二十一	同上
二十二	関税率表第二 一・一・二 号の二の(一)、第二 一・二 号の二の(一)、第二 一・六・一 号の二並びに第二 一・六・九 号の二並びに二の(一)及び(二)のEの(a)の八の(□)の(一)に掲げる貨物	二十二	同上
二十三	関税率表第二 一・六・九 号の二の(□)のAに掲げる貨物のうち、分みつ糖のもの	二十三	同上
二十四	関税率表第二 一・六・九 号の二の(□)のEの(b)の八の(□)の(一)に掲げる貨物のうち、関税率表第二二二・二 号の物品(ひじき)ヒジキア・フスイフォルミス)を除く。( )のもの	二十四	同上
二十五	関税率表第四一・ 一項から第四一・ 三項までに掲げる貨物(らくだ(ヒトコブラクダを含む)。( )の毛が付いている原皮を除く。( )のうち、なめし過程にないもの以外のもの	二十五	関税率表第四一・ 一項から第四一・ 三項までに掲げる貨物のうち、なめし過程にないもの以外のもの
二十六	関税率表第四一・ 四項から第四一・ 七項まで及び第四一・ 二二項か	二十六	同上



ら第四一・一四項までに掲げる貨物

- 二十七 関税率表第四一・五・ 号の二に掲げる貨物
- 二十八 関税率表第五・ 一項及び第五 二・ 号の二に掲げる貨物
- 二十九 関税率表第六四・ 六項に掲げる貨物
- 三十 関税率表第九四 一・九 号の一に掲げる貨物

別表第一(第二十五条関係)

番 号	国 又 は 地 域 名
一	アゼルバイジャン
二	アフガニスタン
三	アルジェリア
四	アルゼンチン
五	アルバニア
六	アルメニア
七	アンゴラ
八	アンティグア・バーブーダ
九	イエメン
一〇	イラク
一一	イラン
一二	インド
一三	インドネシア
一四	ウガンダ
一五	ウクライナ
一六	ウズベキスタン
一七	ウルグアイ
一八	英領アンギラ地域

- 二十七 関税率表第四一・ 五項に掲げる貨物
- 二十八 同上
- 二十九 同上
- 三十 同上

別表第一(第二十五条関係)

番 号	国 又 は 地 域 名
一	アゼルバイジャン
二	アフガニスタン
三	アルジェリア
四	アルゼンチン
五	アルバニア
六	アルメニア
七	アンゴラ
八	アンティグア・バーブーダ
九	イエメン
一〇	イラク
一一	イラン
一二	インド
一三	インドネシア
一四	ウガンダ
一五	ウクライナ
一六	ウズベキスタン
一七	ウルグアイ
一八	英領アンギラ地域

---

---

一九	英領ヴァージン諸島地域
二一	エクアドル
二二	エジプト
二二	エチオピア
二三	エリトリア
二四	エルサルバドル
二五	オマーン
二六	ガーナ
二七	カーボヴェルデ
二八	ガイアナ
二九	カザフスタン
三〇	カナリー諸島地域
三一	ガボン
三二	カメルーン
三三	ガンビア
三四	カンボジア
三五	ギニア
三六	ギニアビサウ
三七	キューバ
三八	キリバス
三九	キルギス
四〇	グアテマラ
四一	クック諸島地域
四二	グルジア
四三	グレナダ
四四	クロアチア
四五	ケニア

---

---

一九	英領ヴァージン諸島地域
二一	エクアドル
二二	エジプト
二二	エチオピア
二三	エリトリア
二四	エルサルバドル
二五	オマーン
二六	ガーナ
二七	カーボヴェルデ
二八	ガイアナ
二九	カザフスタン
三〇	カナリー諸島地域
三一	ガボン
三二	カメルーン
三三	ガンビア
三四	カンボジア
三五	ギニア
三六	ギニアビサウ
三七	キューバ
三八	キリバス
三九	キルギス
四〇	グアテマラ
四一	クック諸島地域
四二	グルジア
四三	グレナダ
四四	クロアチア
四五	ケニア

---

---

---



---

四六	コートジボワール
四七	コスタリカ
四八	コモロ
四九	コロンビア
五	コンゴ共和国
五一	コンゴ民主共和国
五二	サウジアラビア
五三	サモア
五四	サントメ・プリンシペ
五五	ザンビア
五六	シエラレオネ
五七	ジブチ
五八	ジブラルタル地域
五九	ジャマイカ
六	シリア
六一	ジンバブエ
六二	スーダン
六三	スリナム
六四	スリランカ
六五	スワジランド
六六	セウタ及びメリリア地域
六七	セーシェル
六八	赤道ギニア
六九	セネガル
七	セルビア
七一	セントクリストファー・ネイビス
七二	セントビンセント

---



---

四六	コートジボワール
四七	コスタリカ
四八	コモロ
四九	コロンビア
五	コンゴ共和国
五一	コンゴ民主共和国
五二	サウジアラビア
五三	サモア
五四	サントメ・プリンシペ
五五	ザンビア
五六	シエラレオネ
五七	ジブチ
五八	ジブラルタル地域
五九	ジャマイカ
六	シリア
六一	ジンバブエ
六二	スーダン
六三	スリナム
六四	スリランカ
六五	スワジランド
六六	セウタ及びメリリア地域
六七	セーシェル
六八	赤道ギニア
六九	セネガル
七	セルビア・モンテネグロ
七一	セントクリストファー・ネイビス
七二	セントビンセント

---



---

七三	セントヘレナ及びその附属諸島地域
七四	セントルシア
七五	ソマリア
七六	ソロモン
七七	タークス及びカイコス諸島地域
七八	タイ
七九	タジキスタン
八〇	タンザニア
八一	チャド
八二	中央アフリカ
八三	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）
八四	チュニジア
八五	チリ
八六	ツバル
八七	トーゴ
八八	トケラウ諸島地域
八九	ドミニカ
九〇	ドミニカ共和国
九一	トリニダード・トバゴ
九二	トルクメニスタン
九三	トルコ
九四	トンガ
九五	ナイジェリア
九六	ナミビア
九七	ニウエ島地域
九八	ニカラグア
九九	ニジェール

七三	セントヘレナ及びその附属諸島地域
七四	セントルシア
七五	ソマリア
七六	ソロモン
七七	タークス及びカイコス諸島地域
七八	タイ
七九	タジキスタン
八〇	タンザニア
八一	チャド
八二	中央アフリカ
八三	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）
八四	チュニジア
八五	チリ
八六	ツバル
八七	トーゴ
八八	トケラウ諸島地域
八九	ドミニカ
九〇	ドミニカ共和国
九一	トリニダード・トバゴ
九二	トルクメニスタン
九三	トルコ
九四	トンガ
九五	ナイジェリア
九六	ナミビア
九七	ニウエ島地域
九八	ニカラグア
九九	ニジェール

---



---

—	ネパール
—	ハイチ
—	パキスタン
—	パナマ
—	バヌアツ
—	パプアニューギニア
—	パラオ
—	パラグアイ
—	バルバドス
—	バングラデシュ
—	東ティモール
—	フィジー
—	フィリピン
—	ブータン
—	フオークランド諸島及びその附属諸島地域
—	仏領ポリネシア地域
—	ブラジル
—	削除
—	ブルキナファソ
—	ブルンジ
—	米領サモア地域
—	ベトナム
—	ベナン
—	ベネズエラ
—	ベラルーシ
—	ベリーズ
—	ペルー

---



---



---



---

—	ネパール
—	ハイチ
—	パキスタン
—	パナマ
—	バヌアツ
—	パプアニューギニア
—	パラオ
—	パラグアイ
—	バルバドス
—	バングラデシュ
—	東ティモール
—	フィジー
—	フィリピン
—	ブータン
—	フオークランド諸島及びその附属諸島地域
—	仏領ポリネシア地域
—	ブラジル
—	ブルガリア
—	ブルキナファソ
—	ブルンジ
—	米領サモア地域
—	ベトナム
—	ベナン
—	ベネズエラ
—	ベラルーシ
—	ベリーズ
—	ペルー

---



---

---



---

一二七	ボスニア・ヘルツェゴビナ
一二八	ボツワナ
一二九	ボリビア
一三〇	ホンジュラス
一三一	マーシャル
一三二	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
一三三	マダガスカル
一三四	マラウイ
一三五	マリ
一三六	マレーシア
一三七	ミクロネシア
一三八	南アフリカ共和国
一三九	ミャンマー
一四〇	メキシコ
一四一	モリシヤス
一四二	モリタニア
一四三	モザンビーク
一四四	モルディブ
一四五	モルドバ
一四六	モロッコ
一四七	モンゴル
一四七の二	モンテネグロ
一四八	モントセラト地域
一四九	ヨルダン
一五〇	ヨルダン川西岸及びガザ地域
一五一	ラオス
一五二	リビア

---



---



---



---

一二七	ボスニア・ヘルツェゴビナ
一二八	ボツワナ
一二九	ボリビア
一三〇	ホンジュラス
一三一	マーシャル
一三二	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
一三三	マダガスカル
一三四	マラウイ
一三五	マリ
一三六	マレーシア
一三七	ミクロネシア
一三八	南アフリカ共和国
一三九	ミャンマー
一四〇	メキシコ
一四一	モリシヤス
一四二	モリタニア
一四三	モザンビーク
一四四	モルディブ
一四五	モルドバ
一四六	モロッコ
一四七	モンゴル
一四八	モントセラト地域
一四九	ヨルダン
一五〇	ヨルダン川西岸及びガザ地域
一五一	ラオス
一五二	リビア

---



---

一五三	リベリア
一五四	削除
一五五	ルワンダ
一五六	レソト
一五七	レバノン

別表第一の二(第二十五条関係)

項名	品目
(省略)	
三	関税率表第 五二一・九一号の二に掲げる物品 関税率表第 五二一・九九号の二に掲げる物品のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六 円未満のもの
(省略)	
五	関税率表第 七六・九号に掲げる物品のうち 〔まっけ〕 関税率表第 七九・五九号に掲げる物品のうち まっけ及びトリフ 関税率表第 七九・九号の二に掲げる物品のうち アーティチョーク 関税率表第 七二三・二号の二又は第 七二三・四号の二に掲げる物品
六	関税率表第 八一・二一号、第八一・一九号、第八二・六号、第八三・号、第八四・四号、第八四・五号、第八六・二二号、第八七・二二号、第八

一五三	リベリア
一五四	ルーマニア
一五五	ルワンダ
一五六	レソト
一五七	レバノン

別表第一の二(第二十五条関係)

項名	品目
同上	
三	関税率表第 五九・号に掲げる物品のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六 円未満のもの 関税率表第 五二一・九一号の二に掲げる物品
同上	
五	関税率表第 七六・九号に掲げる物品のうち 〔まっけ〕 関税率表第 七九・一号、第七九・五二号、第七二三・二号の二又は第 七二三・四号の二に掲げる物品 関税率表第 七九・五九号に掲げる物品のうち まっけ
六	関税率表第 八一・二一号、第八一・一九号、第八二・九号の二、第八三・号、第八四・四号、第八四・五号、第八六・二二号、第八七・二二号、第八

七 関税率表第 九一・二二号、第九一・二三号又は第九	<p>一・二号、第八一・四号、第八一・二二号、第八一・九号の二の(二)、第八一・三四号の一又は第八一・四号に掲げる物品</p> <p>関税率表第 八一・九号に掲げる物品のうち ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、これんし、ブラツクカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー</p> <p>関税率表第 八一・九号の一の(五)に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ</p> <p>関税率表第 八一・九号の二の(三)に掲げる物品のうち ベリー</p> <p>関税率表第 八二・九号の四の(三)に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ</p> <p>関税率表第 八一・三四号の二に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ</p>
-------------------------------	--

七 関税率表第 九一・二二号、第九一・二三号、第九一	<p>八一・二二号、第八一・三三号、第八一・四号、第八一・二二号、第八一・九号の二の(二)、第八一・三四号の一又は第八一・四号に掲げる物品</p> <p>関税率表第 八一・九号に掲げる物品のうち ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれんし</p> <p>関税率表第 八一・九号の一の(五)に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ</p> <p>関税率表第 八一・九号の二の(三)に掲げる物品のうち ベリー</p> <p>関税率表第 八二・九号の四の(三)に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ</p> <p>関税率表第 八一・三四号の二に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ</p>
-------------------------------	--



<p>一・九号の二に掲げる物品 第九一・九九号の二の(一)に掲げる物品のうち 月けい樹の葉及びタイム以外のもの</p>	<p>八 関税率表第二二八・九号に掲げる物品 関税率表第二二二一・九号の四に掲げる物品のうち びやくだん及びはとむぎ以外のもの 第二二二一・九九号の四に掲げる物品のうち あんず、桃(ネクタリンを含む。)又はプラムの核及び仁以外 のもの</p>	<p>(省略)</p>	<p>二三 関税率表第二一・一四号、第二一・九号の一の四、第 二二・一四号、第二二・九号の二の(一)、第二二・三 二号の一、第二二・五・五九号の二の(一)、第二二・五・七号 、第二二・五・九九号の二の(三)若しくは四のAの(b)若しくはBの (a)、第二二・八・四号の二の(一)のB若しくは(二)のB、第二 八・七号の二の(一)又は第二二・八・九九号の二の(一)のAの(a)若 しくはBの(b)若しくは(二)のBの(b)に掲げる物品 関税率表第二一・一九号の二の(五)に掲げる物品のうち しよつが以外のもの 関税率表第二二・五・九九号の二の(一)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの 関税率表第二二・六・一四号の二に掲げる物品のうち あんず以外のもの 関税率表第二二・八・一九号の二の(一)のAに掲げる物品のうち マカダミアナット(いつたものを除く。) 関税率表第二二・八・一九号の二の(二)のBに掲げる物品のうち</p>
---	---	-------------	--

<p>・九号の二又は第九一・九九号の一に掲げる物品</p>	<p>八 関税率表第二二八・九号又は第二二二一・九九号の四に掲げ る物品 関税率表第二二二一・九号の四に掲げる物品のうち びやくだん及びはとむぎ以外のもの</p>	<p>同上</p>	<p>二三 関税率表第二一・一四号、第二一・九号の一の四、第 二二・一四号、第二二・九号の二の(一)、第二二・三 二号の一、第二二・五・五九号の二の(一)、第二二・五・七号 、第二二・五・九九号の二の(四)若しくは(五)のAの(b)若しくはBの (a)、第二二・八・四号の二の(一)のB若しくは(二)のB、第二 八・七号の二の(一)又は第二二・八・九九号の二の(一)のAの(a)若 しくはBの(b)若しくは(二)のBの(b)に掲げる物品 関税率表第二一・一九号の二の(五)に掲げる物品のうち しよつが以外のもの 関税率表第二二・五・九九号の二の(一)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの 関税率表第二二・六・一四号の二に掲げる物品のうち あんず以外のもの 関税率表第二二・八・一九号の二の(一)のAに掲げる物品のうち マカダミアナット(いつたものを除く。) 関税率表第二二・八・一九号の二の(二)のBに掲げる物品のうち</p>
-------------------------------	---	-----------	--

マカダミアナット(いつたものに限る。)
関税率表第二 八・九二号の一に掲げる物品のうち 砂糖を加えてないもの 関税率表第一 八・九九号の二の(一)のBの(c)に掲げる物品のうち ち ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びびごれんし 関税率表第二 八・九九号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品のうち ち バナナ及びアボカド― 関税率表第二 八・九九号の二の(一)のAの(b)に掲げる物品のうち マンゴー、グアバ及びマンゴスチン

別表第一の三(第二十五条関係)

項名	品目
(省略)	関税率表第四二一・一・一 号、第四二二・一九号、第四二二・三九号、第四二二・九九号、第四二二・五項又は第四二二・六項に掲げる物品 (省略)
六	関税率表第四四 七・二五号、第四四 七・二六号、第四四 七・二九号の一又は第四四 七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたものの以外のもの

マカダミアナット(いつたものに限る。)
関税率表第二 八・九二号の一に掲げる物品のうち 砂糖を加えてないもの 関税率表第二 八・九九号の二の(一)のBの(c)に掲げる物品のうち ち ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びびごれんし 関税率表第二 八・九九号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品のうち ち バナナ及びアボカド― 関税率表第二 八・九九号の二の(一)のAの(b)に掲げる物品のうち マンゴー、グアバ及びマンゴスチン

別表第一の三(第二十五条関係)

項名	品目
同上	関税率表第四二一・一・一 号、第四二二・一九号、第四二二・三九号、第四二二・九九号又は第四二二・四項から第四二二・六項までに掲げる物品 同上
六	関税率表第四四 七・二五号、第四四 七・二六号、第四四 七・二九号の一又は第四四 七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたものの以外のもの

(省略)	項名	関税率表第四四二・一・一の二の(一)、第四四二・九四号の二 又は第四四二・九九号の二に掲げる物品 関税率表第四四二・一・一の二の(二)、第四四二・九四号の二 又は第四四二・九九号の二に掲げる物品のうち 外面の単板が針葉樹のみから成るもので、すべての単板が熱帯 産木材(関税率表第四四類の号注1のものに限る。)以外のもの
	品目	

(省略)	項名	関税率表第三三三・一・二四号、第三三三・一・二五号の二若しくは 三又は第三三三・一・二九号の二若しくは四に掲げる物品 関税率表第三三三・一・二九号の五に掲げる物品のうち ジャスミンのもの
	品目	

(省略)	項名	
	品目	

同上	項名	関税率表第四四二・二二二号の二、第四四二・二三三号の二、第 四四二・二二九号の二、第四四二・九二二号の二、第四四二・ 九三三号又は第四四二・九九号に掲げる物品
	品目	

同上	項名	関税率表第三三三・一・二二二号、第三三三・一・二三三号、第三三三・ 二四号、第三三三・一・二二五号の二若しくは三又は第三三三・一・ 二九号の二に掲げる物品
	品目	

同上	項名	
	品目	

<p>四 関税率表第 五二・ 号の二又は第 五二一・九二号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第 五二一・九九号の二に掲げる物品のうち</p> <p>課税価格が一キログラムにつき三、六 円未満のもの</p> <p>関税率表第 五二一・九九号の三に掲げる物品</p>	<p>(省略)</p>	<p>六 関税率表第 七一・一 号、第 七 五・二二号又は第七五・二九号に掲げる物品</p> <p>関税率表第 七 六・九 号に掲げる物品のうち</p> <p>こぼり</p> <p>関税率表第 七 九・五九号に掲げる物品のうち</p> <p>まつたけ及びトリフ</p> <p>関税率表第 七 九・九 号の二に掲げる物品のうち</p> <p>アーティチョーク</p> <p>関税率表第 七二一・二 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第 七二一・九 号の二(一)に掲げる物品のうち</p> <p>ケーパー</p> <p>関税率表第 七二二・九 号の二に掲げる物品のうち</p> <p>ばれいしょ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。)及びたけのこ</p> <p>関税率表第 七二三・一 号の二(一)、第 七二三・二 号の二、第 七二三・三三三号の二(一)、第 七二三・三九号の二(一)、第 七二三・四 号の二、第 七二三・五 号の二(一)又は第七二三・九 号の二(一)に掲げる物品</p> <p>七 関税率表第 八一・一一号、第 八一・一九号、第 八一・二二号、第 八一・二三号、第 八二・一一号の二、第</p>
--	-------------	---

<p>四 関税率表第 五九・ 号に掲げる物品のうち</p> <p>課税価格が一キログラムにつき三、六 円未満のもの</p> <p>関税率表第 五一・ 号の二、第 五二一・九二号の二又は第 五二一・九九号の二に掲げる物品</p>	<p>同上</p>	<p>六 関税率表第 七一・一 号、第 七 五・二二号又は第七五・二九号に掲げる物品</p> <p>関税率表第 七 六・九 号に掲げる物品のうち</p> <p>こぼり</p> <p>関税率表第 七 九・一 号又は第七 九・五二号に掲げる物品</p> <p>関税率表第 七 九・五九号に掲げる物品のうち</p> <p>まつたけ</p> <p>関税率表第 七二一・二 号又は第 七二一・三 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第 七二二・九 号の二に掲げる物品のうち</p> <p>ばれいしょ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。)及びたけのこ</p> <p>関税率表第 七二三・一 号の二(一)、第 七二三・二 号の二、第 七二三・三三三号の二(一)、第 七二三・三九号の二(一)、第 七二三・四 号の二、第 七二三・五 号の二(一)又は第七二三・九 号の二(一)に掲げる物品</p> <p>七 関税率表第 八一・一一号、第 八一・一九号、第 八一・二二号、第 八一・二三号、第 八二・一一号の二、第</p>
---	-----------	---

八二・二二号の二、第八二・二二号、第八二・二二号、第八二・六号、第八二・九号の二、第八三・号、第八四・二号、第八四・四号、第八四・五号、第八六・二号、第八七・二号、第八一・二号、第八一・四号又は第八一・六号に掲げる物品

関税率表第 八一・九号に掲げる物品のうち

ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、ブラ  
ックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及び  
グーズベリー

関税率表第 八一・二号又は第八一・九号の一の(二)若  
しくは(三)に掲げる物品

関税率表第 八一・九号の一の(五)に掲げる物品のうち

パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンヒ  
、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、  
レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、  
マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム  
、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ

関税率表第 八一・九号の二の(二)に掲げる物品

関税率表第 八一・九号の二の(三)に掲げる物品のうち

ベリー

関税率表第 八一・九号の二の(四)に掲げる物品のうち

カムカム

関税率表第 八二・九号の四の(三)に掲げる物品のうち

パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンヒ  
、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、  
レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、

八二・二二号の二、第八二・二二号、第八二・二二号、第八二・九号の二若しくは(三)、第八三・号、第八四・二号、第八四・四号、第八四・五号、第八六・二号、第八七・二号、第八一・二号、第八一・三号、第八一・四号又は第八一・六号に掲げる物品

関税率表第 八一・九号に掲げる物品のうち

ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし

関税率表第 八一・二号又は第八一・九号の一の(二)若  
しくは(三)に掲げる物品

関税率表第 八一・九号の一の(五)に掲げる物品のうち

パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンヒ  
、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、  
レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、  
マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム  
、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ

関税率表第 八一・九号の二の(二)に掲げる物品

関税率表第 八一・九号の二の(三)に掲げる物品のうち

ベリー

関税率表第 八一・九号の二の(四)に掲げる物品のうち

カムカム

関税率表第 八二・九号の四の(三)に掲げる物品のうち

パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンヒ  
、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、  
レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、

(省略)	八 関税率表第九一・九号の二、第九二・四号の二の(一)、第九三・号、第九四・一―号の二、第九四・二―号の二、第九四・二―号の二、第九七・号の二、第九八・一―号の二、第九八・二―号の二、第九八・三―号の二、第九九・一―号の二若しくは二の(一)、第九九・二―号の二若しくは二の(一)、第九九・三―号の二若しくは二の(一)、第九九・四―号の二若しくは二の(一)、第九九・五―号の二若しくは二の(一)、第九一・一―号の二、第九一・二―号の二、第九一・三―号の二、第九一・九―号の二又は第九一・九九号の二若しくは二の(一)に掲げる物品	品 マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ 関税率表第八一三・二号又は第八一三・四号の一に掲げる物品 関税率表第八一三・四号の二に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル 関税率表第八一三・五号又は第八一四・号に掲げる物品

同上	八 関税率表第九一・九号の二、第九二・四号の二の(一)、第九三・号、第九四・一―号の二、第九四・二―号の二、第九四・二―号の二、第九七・号の二、第九八・一―号の二、第九八・二―号の二、第九八・三―号の二、第九九・一―号の二若しくは二の(一)、第九九・二―号の二若しくは二の(一)、第九九・三―号の二若しくは二の(一)、第九九・四―号の二若しくは二の(一)、第九九・五―号の二若しくは二の(一)、第九一・一―号の二、第九一・二―号の二、第九一・三―号の二、第九一・九―号の二又は第九一・九九号の一に掲げる物品	品 マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ 関税率表第八一三・二号又は第八一三・四号の一に掲げる物品 関税率表第八一三・四号の二に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル 関税率表第八一三・五号又は第八一四・号に掲げる物品

<p>ふのり属のもの</p> <p>関税率表第一二二二・九九号の二又は四に掲げる物品</p>	<p>(省略)</p>	<p>一四</p> <p>関税率表第一五五・号の一、第一五一・一号、第一五一・九号、第一五三・一一号、第一五三・一九号、第一五三・二二号の一、第一五三・二九号の一、第一五三・三三号、第一五六・一号、第一五六・二号、第一五七・九号の一の(一)若しくは二の(一)、第一五八・号又は第一五二・号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一五二・九号の一に掲げる物品のうち 鯨ろう</p> <p>関税率表第一五二・九号の二に掲げる物品</p>	<p>(省略)</p> <p>一九</p> <p>関税率表第二一・一号又は第二一・九号の一の(一)若しくは(四)若しくは二の(一)、(二)若しくは(四)に掲げる物品</p> <p>関税率表第二一・九号の二の(五)に掲げる物品のうち しよつが以外のもの</p> <p>関税率表第二二・一号、第二二・九号の二の(一)又は第二三・二号に掲げる物品</p> <p>関税率表第二四・九号の二の(四)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの</p> <p>関税率表第二五・一号の二、第二五・二号の二の(一)、第二五・四号の二の(一)若しくは(二)のB、第二五・五号の二の(一)又は第二五・七号に掲げる物品</p>
--	-------------	---	---

<p>ふのり属のもの</p> <p>関税率表第一二二二・三三号又は第一二二・九九号の二若しくは四に掲げる物品</p>	<p>同上</p>	<p>一四</p> <p>関税率表第一五五・号の一、第一五一・一号、第一五一・九号、第一五三・一一号、第一五三・一九号、第一五三・二二号の一、第一五三・二九号の一、第一五三・三三号、第一五六・一号、第一五六・二号、第一五八・号又は第一五二・号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一五二・九号の一に掲げる物品のうち 鯨ろう</p> <p>関税率表第一五二・九号の二に掲げる物品</p>	<p>同上</p> <p>一九</p> <p>関税率表第二一・一号又は第二一・九号の一の(一)若しくは(四)若しくは二の(一)、(二)若しくは(四)に掲げる物品</p> <p>関税率表第二一・九号の二の(五)に掲げる物品のうち しよつが以外のもの</p> <p>関税率表第二二・一号、第二二・九号の二の(一)又は第二三・二号に掲げる物品</p> <p>関税率表第二四・九号の二の(四)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの</p> <p>関税率表第二五・一号の二、第二五・二号の二の(一)、第二五・四号の二の(一)若しくは(二)のB、第二五・五号の二の(一)又は第二五・七号に掲げる物品</p>
--	-----------	--	---

関税率表第二 五・九九号の二の(一)に掲げる物品のうち  
気密容器入りのもの

関税率表第二 五・九九号の二の(三)若しくは(四)のAの(b)若しくはBの(a)、第二 六・ 号の二又は第二 八・一九号の一の(一)若しくは(二)のA若しくは二の(一)若しくは(二)のA若しくはBに掲げる物品

関税率表第二 八・一九号の二の(二)のCに掲げる物品のうち  
ぎんなん以外のもの

関税率表第二 八・四 号の二の(一)のB若しくは(二)のB、第二 八・五 号の二、第二 八・六 号の二の(一)、第二 八・七 号の二の(一)又は第二 八・九 号の二に掲げる物品

関税率表第二 八・九二号の一に掲げる物品のうち  
砂糖を加えてないもの

関税率表第二 八・九九号の二の(一)のAの(a)又はBの(a)若しくは(b)に掲げる物品

関税率表第二 八・九九号の二の(一)のBの(c)に掲げる物品のうち  
ドリアン、ランプータン、パッションフルーツ、レイシ及びびれんし

関税率表第二 八・九九号の二の(二)のAの(a)に掲げる物品

関税率表第二 八・九九号の二の(二)のAの(b)に掲げる物品のうち  
マンゴー、グアバ、マンゴスチン及びカムカム

関税率表第二 八・九九号の二の(二)のBの(a)又は(b)に掲げる物品

関税率表第二 八・九九号の二の(二)のBの(d)に掲げる物品のうち  
ドリアン、ランプータン、パッションフルーツ、レイシ、これ

関税率表第二 五・九 号の二の(二)に掲げる物品のうち  
気密容器入りのもの

関税率表第二 五・九 号の二の(四)若しくは(五)のAの(b)若しくはBの(a)、第二 六・ 号の二又は第二 八・一九号の一の(一)若しくは(二)のA若しくは二の(一)若しくは(二)のA若しくはBに掲げる物品

関税率表第二 八・一九号の二の(二)のCに掲げる物品のうち  
ぎんなん以外のもの

関税率表第二 八・四 号の二の(一)のB若しくは(二)のB、第二 八・五 号の二、第二 八・六 号の二の(一)、第二 八・七 号の二の(一)又は第二 八・九 号の二に掲げる物品

関税率表第二 八・九二号の一に掲げる物品のうち  
砂糖を加えてないもの

関税率表第二 八・九九号の二の(一)のAの(a)又はBの(a)若しくは(b)に掲げる物品

関税率表第二 八・九九号の二の(一)のBの(c)に掲げる物品のうち  
ドリアン、ランプータン、パッションフルーツ、レイシ及びびれんし

関税率表第二 八・九九号の二の(二)のAの(a)に掲げる物品

関税率表第二 八・九九号の二の(二)のAの(b)に掲げる物品のうち  
マンゴー、グアバ、マンゴスチン及びカムカム

関税率表第二 八・九九号の二の(二)のBの(a)又は(b)に掲げる物品

関税率表第二 八・九九号の二の(二)のBの(d)に掲げる物品のうち  
ドリアン、ランプータン、パッションフルーツ、レイシ、これ



(省略)	<p>んじ、爆裂種のとつもろこし(通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。 )及びカムカム</p> <p>関税率表第二 九・八 号の二の(□)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの</p>

別表第二(第二十六条関係)

- 一 関税率表第四一・一 項、第四一・三 項から第四一・六 項まで、第四一七・一 号の二、第四一七・二 号の二、第四一七・九 号の二、第四一七・九 一 号の二、第四一七・九 二 号の二、第四一七・九 九 号の二、第四二二・一 号の二、第四二二・三 号の二、第四二二・三 一 号の二、第四二二・三 二 号の二、第四二二・三 三 号の二、第四二二・三 九 号の二又は第四二二・四 一 号に掲げる物品
- 二 関税率表第四二・一 一 号、第四二・一 二 号、第四二・一 二 二 号、第四二・二 一 二 号、第四二・二 二 九 号、第四二・二 三 二 号、第四二・二 三 三 号、第四二・二 九 二 号、第四二・二 九 三 号又は第九六 五 号に掲げる物品
- 三 関税率表第四三・一 二 項又は第四三・三 項に掲げる物品
- 四 関税率表第四六類に掲げる物品のうちプラスチック製のもの
- 五 関税率表第一一 部に掲げる物品(関税率表第五二・八 項から第五二・一二 項までに該当するろけつ染めした綿織物(手工業によりろけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。 )を除く。 )
- 六 関税率表第六四・三 項、第六四・四 項又は第六四 五・一 号の一若しくは二若しくは第六四 五・九 号の一に掲げる物品
- 七 関税率表第六五・一 項又は第六五 五・九 号に掲げる物品

同上	<p>んじ、爆裂種のとつもろこし(通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。 )及びカムカム</p> <p>関税率表第二 九・八 号の二の(□)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの</p>

別表第二(第二十六条関係)

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上
- 四 同上
- 五 同上
- 六 同上
- 七 関税率表第六五・一 項、第六五・三 項又は第六五 五・九 号に掲げる

八 関税率表第九五・三項に掲げる物品

八 関税率表第九五・一項から第九五・三項までに掲げる物品  
物品

改正案	現行
<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号）（第四条関係）</p> <p>（とん税等の免除手続）</p> <p>第二条 法第四条に規定する証明は、合衆国軍隊の権限ある官憲が発給した当該船舶が公用船である旨の証明書をもつてしなければならない。この場合において、当該証明書は、法第三条の規定によりとん税及び特別とん税の免除を受けようとする公用船の船名、国籍及び純トン数を記載し、且つ、当該船舶が法第六条の規定の適用を受けない物品を積載しているときは、当該物品の種類及び重量並びに全積載物品の重量を併せて記載したものでなければならない。</p> <p>2 前項に規定する証明書は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十五条第三項に規定する入港届に添付して税関に提出しなければならない。</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号）（第四条関係）</p> <p>（とん税等の免除手続）</p> <p>第二条 同上</p> <p>2 前項に規定する証明書は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十五条第一項に規定する入港届に添付して税関に提出しなければならない。</p>



九 六 一 六 二  
四 四 四 四  
五 五  
· ·

九 六 一 六 二  
四 四 四 四  
五 五  
· ·

改正案	現行
<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百一十号）（第六条関係）</p> <p>（処分の通知の指定）</p> <p>第三条 法第三条第一項（電子情報処理組織による申告又は処分の通知等）の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分の通知は、次に掲げる処分の通知とする。</p> <p>一 別表第一号、第二号、第四一号又は第四二号に掲げる申告に対する関税法第七条の十六第四項ただし書（輸入の許可前における減額更正）（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第六条第六項（引取りに係る課税物品についての申告の特例）において準用する場合を含む。）の規定による税額等を是正させるための通知</p> <p>二 別表第一号、第二号、第四一号又は第四二号に掲げる申告に対する関税法第七条の十七（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第九条第三項（輸入の許可前に引き取られた課税物品に係る税額等の通知）において準用する場合を含む。）の規定による税額等の通知</p> <p>三 別表第一〇号に掲げる出港届の提出に基づいて行われる関税法第十七条第一項の規定による許可の通知</p> <p>四 別表第二三号の二から第一六号まで、第一九号から第二四号まで、第二八号、第三〇号、第三一号又は第三四号から第三六号までに掲げる申請又は申告に対する許可又は承認の通知</p> <p>別表（第一条、第二条、第三条、第四条関係）</p>	<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百一十号）（第六条関係）</p> <p>（処分の通知の指定）</p> <p>第三条 同上</p> <p>一同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 同上</p> <p>四 別表第八号、第一三号の二から第一六号まで、第一九号から第二四号まで、第二八号、第三〇号、第三一号又は第三四号から第三六号までに掲げる申請又は申告に対する許可又は承認の通知</p> <p>別表（第一条、第二条、第三条、第四条関係）</p>

番号	手続
一	関税法第七条第一項（申告）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第十三条第一項（関税を免除する物品についての免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
二	関税法第七条の十四第一項（修正申告）の規定による申告
三	関税法第九条の二第三項（期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長）の規定による申請書の提出
四	関税法第十五条第一項（外国貿易船の入港前の報告）の規定による外国貿易船の名称及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告
五	関税法第十五条第二項（外国貿易船の入港時の書面の提出）の規定による外国貿易船の名称及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
六	関税法第十五条第三項（外国貿易船の入港の手続）の規定による入港届及び船用品目録の提出
七	関税法第十五条第七項（外国貿易船の入港前の報告）の規定による外国貿易機の登録記号及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告
八	関税法第十五条第八項（外国貿易船の入港時の書面の提出）の規定による外国貿易機の登録記号及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
八の二	関税法第十五条第九項（外国貿易船の入港の手続）の規定による入港届の提出
八の三	関税法第十五条の二第二項（特殊船舶等の入港前の報告）の規定に

番号	手続
一	同上
二	同上
三	同上
四	関税法第十五条第一項（外国貿易船の入港の手続）の規定による入港届、積荷目録、船用品目録、旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出
五	関税法第十五条第二項（外国貿易船の入港の手続）の規定による入港届及び積荷目録の提出
六	削除
七	関税法第十五条第五項（特殊船舶等の入港届）の規定による入港届並びに旅客氏名表及び乗組員氏名表（船舶に係るものに限る。）の提出
八	関税法第十六条第一項（積荷目録提出前の貨物の積卸し）の規定による承認の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）

八の四	<p>よる特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項の報告</p> <p>関税法第十五条の二第二項（特殊船舶等の入港時の書面の提出）の規定による特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出</p>
八の五	<p>関税法第十五条の二第三項（特殊船舶等の入港届）の規定による入港届の提出</p>
九	<p>関税法第十六条第二項（貨物の積卸し）の規定による貨物の積卸しについての書類の提示</p>
一〇	<p>関税法第十七条第一項（出港の手續）の規定による出港届の提出</p>
一〇の二	<p>関税法第十八条第一項ただし書（外国貿易船の入出港の簡易手續の場合における入港前の報告）の規定に基づき行われる同法第十五条第一項の規定による乗組員に関する事項の報告</p>
一〇の三	<p>関税法第十八条第一項ただし書（外国貿易船の入出港の簡易手續の場合における入港時の書面の提出）の規定に基づき行われる同法第十五条第二項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出</p>
一一	<p>関税法第十八条第二項（外国貿易船の入出港の簡易手續）の規定による入港届の提出</p>
一一の二	<p>関税法第十八条第二項（外国貿易船の入出港の簡易手續に該当しないこととなる場合の書面の提出）の規定による同法第十五条第一項に規定する外国貿易船の名称及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出</p>
一一の三	<p>関税法第十八条第三項ただし書（外国貿易機の入出港の簡易手續の場合における入港前の報告）の規定に基づき行われる同法第十五条第七項の規定による乗組員に関する事項の報告</p>
一一の四	<p>関税法第十八条第三項ただし書（外国貿易機の入出港の簡易手續の</p>

九	<p>同上</p>
一〇	<p>同上</p>
一〇の二	<p>関税法第十八条第一項ただし書（外国貿易船の入出港の簡易手續）の規定による入港届の提出</p>
一一	<p>関税法第十八条第一項ただし書（外国貿易機の入出港の簡易手續）の規定による届出</p>



	場合に於ける入港時の書面の提出)の規定に基づき行われる同法第十五条第八項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一一の五	関税法第十八条第四項(外国貿易機の入出港の簡易手続)の規定による届出
一一の六	関税法第十八条第四項(外国貿易機の入出港の簡易手続に該当しないこととなる場合の書面の提出)の規定による同法第十五条第七項に規定する外国貿易機の登録記号及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一一の七	関税法第十八条の二第一項ただし書(特殊船舶の入出港の簡易手続の場合に於ける入港前の報告)の規定に基づき行われる同法第十五条の二第一項の規定による乗組員に関する事項の報告
一一の八	関税法第十八条の二第一項ただし書(特殊船舶の入出港の簡易手続の場合に於ける入港時の書面の提出)の規定に基づき行われる同法第十五条の二第二項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一一の九	関税法第十八条の二第二項(特殊船舶の入出港の簡易手続)の規定による入港届の提出
一一の一〇	関税法第十八条の二第二項(特殊船舶の入出港の簡易手続に該当しないこととなる場合の書面の提出)の規定による同法第十五条の二第一項に規定する特殊船舶の名称及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一一の一	関税法第十八条の二第三項ただし書(特殊航空機の入出港の簡易手続の場合に於ける入港前の報告)の規定に基づき行われる同法第十五条の二第一項の規定による乗組員に関する事項の報告
一一の二	関税法第十八条の二第三項ただし書(特殊航空機の入出港の簡易手続の場合に於ける入港時の書面の提出)の規定に基づき行われる同

	法第十五条の二第二項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一一の二三	関税法第十八条の二第四項（特殊航空機の入出港の簡易手続）の規定による届出
一一の二四	関税法第十八条の二第四項（特殊航空機の入出港の簡易手続に該当しないこととなる場合の書面の提出）の規定による同法第十五条の二第一項に規定する特殊航空機の登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一二	関税法第十九条（執務時間外の貨物の積卸し）の規定による届出
一三	関税法第二十一条（外国貨物の仮陸揚）の規定による届出
一三の二	関税法第二十四条第一項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定による貨物の積卸の許可の申請（次号に掲げる申請に併せて行われるものに限る。）
一四	関税法第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定による許可の申請
一五	関税法第三十二条（見本の一時持出し）の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）
一六	関税法第三十六条第一項（他所蔵置に係る貨物）において準用する同法第三十二条（見本の一時持出し）の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）
一七	削除
一八	関税法第三十六条第二項（他所蔵置に係る貨物の取扱いの届出）の規定による届出
一九	関税法第四十条第二項（指定保税地域における貨物の取扱い）の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）
二	関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請

一二	同上
一三	同上
一三の二	同上
一四	同上
一五	同上
一六	同上
一七	同上
一八	同上
一九	同上
二	同上

二二	関税法第四十九条（保税蔵置場）において準用する同法第四十条第二項（指定保税地域における貨物の取扱い）の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）	
二二	関税法第六十二条（保税工場）において読み替えて準用する同法第四十三条の第三項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請	
二二の二	関税法第六十二条の第三項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による申告	
二三	関税法第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の規定による承認の申請	
二四	関税法第六十三条第一項（保税運送の承認）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項（保税運送の場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）	
二五	関税法第六十三条第三項（保税運送の承認の際の運送目録の提示）の規定による運送目録の提示	
二六	関税法第六十三条第五項（保税運送の到着の確認）の規定による運送目録の提示	
二七	関税法第六十三条第六項（保税運送の到着の確認後の運送目録の提出）の規定による運送目録の提出	
二八	関税法第六十六条第一項（内国貨物の運送の承認）の規定による申告（海上運送貨物に係るものに限る。）	
二九	関税法第六十六条第二項（内国貨物の運送の到着）の規定による同条第一項の承認を証する書類の提出（海上運送貨物に係るものに限る。）	
三〇	関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告	
三一	関税法第六十七条の二第一項ただし書（輸出申告又は輸入申告の時	

二二	同上	二二	同上
二二	同上	二二	同上
二二の二	同上	二二の二	同上
二三	同上	二三	同上
二四	同上	二四	同上
二五	同上	二五	同上
二六	同上	二六	同上
二七	同上	二七	同上
二八	同上	二八	同上
二九	同上	二九	同上
三〇	同上	三〇	同上
三一	同上	三一	同上

期の特例)の規定による承認の申請(関税法施行令第五十九条の三 第一項第四号に掲げる場合を除く。)	三二
関税法第七十条第一項(他の法令の規定による許可、承認等の証明 )の規定による証明	三三
関税法第七十条第二項(他の法令の規定による検査の完了又は条件 の具備の証明)の規定による証明	三四
関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の 規定による承認の申請(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関す る法律施行令第七条第一項(輸入の許可前における課税物品の引取 りの承認の手續)の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含 む。)	三五
関税法第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する同法第六 十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告(輸入品に対する 内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十二条(積戻しの場合の 免税の手續)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む 。)	三六
関税法第九十八条第一項(臨時開庁)の規定による承認の申請	三七
とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)第五条第一項(申告によ る納付)及び特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)第五条 第一項(申告及び納付等)の規定による申告	三八
消費税法(昭和六十三年法律第八号)第五十一条第三項(特例申 告に係る納期限の延長)の規定による申請書の提出	三九
揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第十三条第三項(特例 申告に係る納期限の延長)の規定による申請書の提出	四〇
石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第十八条第三項(特 例申告に係る納期限の延長)の規定による申請書の提出	四一
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第一項又は	四二

三二	同上
三三	同上
三四	同上
三五	同上
三六	同上
三七	同上
三八	同上
三九	同上
四〇	同上
四一	同上
四二	同上

	<p>第二項（引取りに係る課税物品についての申告の特例）の規定に基づき輸入申告又は特例申告に併せて行われる次に掲げる規定による申告</p> <p>イ 消費税法第四十七条</p> <p>ロ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の三</p> <p>ハ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十八条</p> <p>ニ 揮発油税法第十一条及び地方道路税法（昭和三十年法律第四百号）第七条第一項</p> <p>ホ 石油ガス税法（昭和四十年法律第五百十六号）第十七条</p> <p>ヘ 石油石炭税法第十四条</p> <p>四二 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条（修正申告）の規定による申告（輸入品対する内国消費税の徴収に関する法律第六条第六項（引取りに係る課税物品についての申告の特例）において準用する関税法第七条の十四第二項の規定による補正を含む。）</p> <p>四三 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運輸手帳による担保の下で行う貨物の国際運輸に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）第二条（コンテナーの輸入又は輸出の手続）の規定による積卸コンテナー一覧表の提出</p>
<p>四二 同上</p> <p>四三 同上</p>	<p>イ 同上</p> <p>ロ 同上</p> <p>ハ 同上</p> <p>ニ 同上</p> <p>ホ 同上</p> <p>ヘ 同上</p>

改正案

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第七条関係）

別表第一（第一条関係）

項名	品目	数		量		
		平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日まで	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日まで	平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日まで	
(省略)	五 関税率表第六四三・二一、第六四三・四、第六四三・五一号の一及び二の□、第六四三・五九号の一の□及び二の□、第六四三・九一号の一の□及び二の□、第六四三・九九号の一の□及び二の□、第六四四・一九号の一の□、第六四四・二一、二二号の一の□並びに二の□のA及び□のA、第六四四・五一、五二号の一の□並びに第六四五・九号の一の□のA及び□のAの(a)に掲げる物品	二五、	三、	三六、	四三、	五一八、
		足	足	足	足	足

現行

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第七条関係）

別表第一（第一条関係）

項名	品目	数		量		
		平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日まで	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日まで	平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日まで	
同上	五 関税率表第六四三・二一、第六四三・三、三二、三三、三四、三五号の一及び二の□、第六四三・四一、四二、四三、四四、四五号の一及び二の□、第六四三・五九号の一の□及び二の□、第六四三・九一号の一の□及び二の□、第六四三・九九号の一の□及び二の□、第六四四・一九号の一の□、第六四四・二一、二二号の一の□並びに二の□のA及び□のA、第六四四・五一、五二号の一の□並びに第六四五・九号の一の□のA及び□のAの(a)に掲げる物品	二五、	三、	三六、	四三、	五一八、
		足	足	足	足	足

改正案

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）  
（第八条関係）

別表（第一条、第二条関係）

番号	品目	税率
(省略)	四  関税率表第七二六・九九号の一に掲げる貨物のうち 亜鉛をめつきしたものの以外のもの	一五%
(省略)	六  関税率表第八四四三・一六号に掲げる貨物	一五%
(省略)		

現行

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）  
（第八条関係）

別表（第一条、第二条関係）

番号	品目	税率
同上	四  関税率表第七二六・九九号の一に掲げる貨物	一五%
同上	六  関税率表第八四四三・三号に掲げる貨物	一五%
同上		

改正案	現行
<p>ダイナミックランダムアクセスメモリ等に対して課する相殺関税に関する政令（平成十八年政令第十三号）（第九条関係）</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条 次に掲げる貨物であつて、大韓民国においてハイニクス・セミコンダクター・インコーポレーテッド（HYNIX SEMICONDUCTOR INC.）によりその製造につき前工程が行われたものうち、平成二十二年十二月三十一日までに輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税定率法（以下「法」という。）第七条の規定及びこの政令により、相殺関税を課する。</p> <p>一 ダイナミックランダムアクセスメモリ（法の別表第八五四二・三三二号に掲げる集積回路（デジタル式のモノリシック集積回路に限る。）のうち、モス型のものを用い、実装してあるかないかを問わない。以下同じ。）</p> <p>二 ダイナミックランダムアクセスメモリ・モジュール（法の別表第八四七三・三〇号に掲げる部分品及び附属品（自動データ処理機械又はこれを構成する機器（以下「自動データ処理機械等」という。）の部分品及び附属品に限る。）のうち、一又は二以上のダイナミックランダムアクセスメモリを基板上に装着し、かつ、自動データ処理機械等に接続するための端子を有しているもの（ダイナミックランダムアクセスメモリの機能を補助するためダイナミックランダムアクセスメモリ以外の部分品が装着されているかないかを問わない。）をいう。）</p> <p>2 前項に規定する「前工程」とは、同項第一号に掲げる貨物にあつてはこれを製造するため半導体材料にトランジスタその他の回路素子を生成させる工程をいい、同項第二号に掲げる貨物にあつては同号に規定する基板上に装着されたダイナミックランダムアクセスメモリを製造するため半導体材料にトランジスタ</p>	<p>ダイナミックランダムアクセスメモリ等に対して課する相殺関税に関する政令（平成十八年政令第十三号）（第九条関係）</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条 同上</p> <p>一 ダイナミックランダムアクセスメモリ（法の別表第八五四二・二二二号に掲げる集積回路のうち、モス型のものを用い、実装してあるかないかを問わない。以下同じ。）</p> <p>二 同上</p> <p>2 同上</p>



その他の回路素子を生成させる工程をいう。